

## 平成23年1月第11回玉東町農業委員会定例会会議録

1. 開催日時 平成23年1月27日(木) 午後3時30分から午後5時15分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 1階研修室
3. 出席委員(15名)

会長	1番	菅本義勝			
会長職務代理者	13番	中尾健二			
委員	2番	春口禮子	3番	碓 俊治	4番 平井英俊
	5番	小柳正純	6番	富田孝一	7番 小山幹一
	9番	松田良啓	10番	西村満芳	11番 小島 明
	12番	山野和美	14番	山野信也	15番 徳山れい子
	16番	坂村衣子			
4. 欠席委員(1人)

欠席者	8番	田尻 一
-----	----	------
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第3 議案第2号 農業委員会法に基づく農業委員選挙人名簿登載申請について
  - 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画(利用権設定等)の承認について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	徳永惣一
事務局主事	上村健二

## 7. 会議の概要

事務局	ただ今から平成22年度第11回総会を開催いたします。 はじめに、菅本会長よりご挨拶をお願いいたします。
菅本会長	皆様こんにちは、皆様方には大変お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。この前のるびなすさんとの遊休農地の解消のための苗木植えについてはご苦労さまでございました。無事に終わりました、雨が降らないからと心配はしておりますけれども、時期的には大丈夫ではないかと思っております。今日は3議題ほどありますけれども、終わった後に認定農業者との懇談会をする予定にしております。皆様方ご協力よろしくをお願いいたします。
議長（菅本）	これより議事に入ります。まず議事録署名委員に11番小島明委員、12番山野和美委員をお願いいたします。 会議書記に農業委員会事務局職員の徳永氏を指名いたします。  全員異議なしの声あり
議長（菅本）	日程第2議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号は農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権の設定の申請でございます。 整理番号第11号、1月17日受付、受付番号284号でございます。 申請当事者は、貸渡人が〇〇居住の〇〇〇〇さんと、借受人は〇〇居住で〇〇さんの孫の〇〇〇〇さんです。 申請地は、JR〇〇踏切から町道を東へ200m行った〇〇さんの自宅に隣接する西側の畑で、周囲は宅地に接しています。 事業計画につきましては、現在、実家に両親と同居しているが、同居している実家では、本人、妻、子ども3人ではどうしても手狭になってしまいますので、実家も近く将来のことも考えた上で経済面・利便性からも十分に考慮した結果、この申請農地を転用されるものです。 また、排水計画につきましては、生活雑排水及び汚水は合併処理浄化槽を使用し、雨水については自然浸透させる計画になっています。 最後に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

事務局

まず、農地の区分と転用目的ですが、農地区分につきましては、中山間地域で小集団の生産性が低い農地であるため、第2種農地と判断します。第2種農地は周辺の他の土地に立地することができない場合は許可となり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことは無く、必要な資金は銀行からの借入金でまかなう計画で住宅ローン審査結果を添付されていますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、農地基本台帳を確認しても小作人はいないため該当しないと考えます。

許可後遅滞なく計画を実行される見込みについては、今年11月の完成を計画されていますので、該当しないと考えます。

行政庁の許認可については、該当事項はありません。

申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがないときは、許可しないことになっていますが、今回の土地は全て農地であり、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積が事業目的から見て適当と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、個人住宅の建築及び道路としての必要最小限の面積であり、該当しないと考えます。

申請に係る事業が土地の造成のみを目的とするものである場合は、許可しないことになっていますが、本件は個人住宅の建築及び道路としての目的であり、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の農地に支障を及ぼす恐れがある場合には許可しないことになっていますが、今回の転用で隣接する農地はなく、今回の転用で集団農地を分断することはないことから、該当しないと考えます。

以上です。

議長（菅本）

ただ今、事務局から説明いたしましたので、地区担当委員さんからのご意見を拝聴いたします。

3番（碓）

現地確認に行きまして、場所につきましては事務局から説明どおりであります。周りは住宅が建っておりまして、なんら問題無いと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（菅本）

他に意見ありませんか。

【全委員異議なしと呼ぶ】

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請は、異議が無いようですので、許可ありて差し支えないものと認め可決承認致します。

議長（菅本）

つづきまして、議案第2号と議案第3号の順番を入れ替えまして、先に議案第3号を審議したいと思います。

議案第3号農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画（利用権設定）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から平成23年1月26日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち利用権設定の賃借権が1件で内訳は新規の利権設定が1件です。面積は、田が3,251㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては記載のとおりであります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしていること。

以上です。

議長（菅本）

ただ今、事務局から説明いたしましたので、このことにつきまして皆様からのご意見はありませんか。

3番（礎）

物納とありますが、どのくらいでしょうか。前は反に1俵と聞いていたが。

事務局	これは 10 a 当たり 48 キロになっていますね。
13 番 (中尾)	何年か前小作料は決めてあったが、もう無くなって、良い田で 1 俵半から 1 俵で、中田で 1 俵ぐらいでしょう。
11 番 (小島)	私が去年変えて 1 俵でいきました。なかなか安くは言えないです。
議長 (菅本)	前は町で小作料の設定を行っていましたが、廃止になりまして、貸す人と借る人と話し合っ決めてもらうようになっています。だから高いところもある安いところもあります。
事務局	3,251 m <sup>2</sup> が全部で 5 枚に分かれております。全体で単純に計算すると 2 俵半ぐらいになると思います。
13 番 (中尾)	そうですね。
議長 (菅本)	他にご意見ありませんか。
	<b>【全委員異議なしと呼ぶ】</b>
議長 (菅本)	議案第 3 号農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画 (利用権設定) の承認については、異議が無いようですので、許可ありて差し支えないものと認め可決承認致します。
議長 (菅本)	つづきまして、議案第 2 号農業委員会法に基づく農業委員選挙人名簿登載申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第 2 号につきましては、平成 23 年 1 月 1 日現在で提出されました農業委員選挙人名簿登載申請書を、審査要領及び資格に基づいて審査していただき意見決定後、1 月 31 日までに玉東町選挙管理委員会に送付しなければなりませんので、審査及び意見の決定をお願いするものでございます。</p> <p>審査要領につきましては、農業委員会備え付けの農家基本台帳並びに住民票との照合</p> <p>資格につきましては</p>

事務局

- イ 玉東町農業委員会の区域に住所を有する満20歳以上の者
  - ロ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
  - ハ 前号の同居の親族又は、配偶者（この耕作に従事する日数が年間を通じて概ね60日に達しないと農業委員会が認めた者は除く）
- 以上です。よろしくお願いいたします。

議長（菅本）

只今、事務局から審査要領について説明がありましたので、その要領に基づき審査をお願いします。

【各委員審査に入る】

【各委員審査を終了する】

議長（菅本）

只今、審査が終了しましたので、各委員のご意見を拝聴します。

【全委員異議なしと呼ぶ】

議長（菅本）

議案第2号農業委員会法に基づく農業委員選挙人名簿登載申請については、異議が無いようですので決定します。

議長（菅本）

その他の事項で事務局からありますか。

事務局

1. 平成22年度熊本県農業委員全体研修会について
2. 「TPP交渉参加反対1千万署名全国運動」における熊本県農業委員会系統組織署名活動について
3. 「くまもと農山漁村フォーラム2011」開催について

説明する。

議長（菅本）

他に委員さんから何かありませんか。

（特になし）

議長（菅本）

それでは、以上をもちまして、玉東町農業委員会第11回総会を閉会いたします。

閉会 午後5時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成23年1月27日

玉東町農業委員会会長

11番委員

12番委員